

令和6年能登半島地震及び大雨対応産地緊急支援事業（産地緊急支援対策） に係る公募要領

第1 総則

令和6年1月1日に発生した能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨の影響により、各地域で作物、農地、農作業ハウス、集出荷施設等に甚大な被害が生じており、被災した産地の継続・再生を図るため、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知）（以下「実施要領」という。）第1のただし書に基づく緊急対策として、令和6年能登半島地震及び大雨対応産地緊急支援事業（産地緊急支援対策）（以下「本事業」という。）を実施する事業実施主体選定のための公募要領をここに定める。

第2 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

別記（産地緊急支援対策）第1の1の事業を実施しようとする事業実施主体は、別掲2の応募申請書に別記（産地緊急支援対策）の別記様式第1号及び別添様式を添付した事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）に応募するものとする。

2 添付書類

添付書類は、別掲1のチェックシートのほか、次のとおりとする。

- (1) 事業内容ごとに助成対象者、ほ場所在地、被災面積、品目等が証明された資料（別記様式第1号別添2から別添4のうち必要な書類）
- (2) 定款又は規約（農業者が組織する団体の場合）、収支予算（又は収支決算）等

なお、定款又は規約が公表されている場合は、別掲1のチェックシートの(3)に公表先のアドレスを記載することで提出に代えることができる。

- (3) 各取組の積算が確認できる資料（資材納品書（写）、輸送費、作業労賃の根拠が分かる資料等）
- (4) 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- (5) その他、地方農政局長等が必要と認める書類

第3 申請書類の提出期限等

1 提出期限

申請書類の提出期限については、公示のとおりとする。

2 問い合わせ先・提出先

問い合わせ先・提出先は、別掲3のとおりとする。

ただし、問合せの受付時間は、土・日・祝日を除く日の10時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）とする。

なお、電子メール及びファクシミリによる問合せは、不可とする。

3 提出に当たっての注意事項

- (1) 事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。
- (2) 申請書類の提出は、郵送等又は電子メールによるものとする。
- (3) 申請書類を郵送等により提出する場合は、「令和6年能登半島地震及び大雨対応産地緊急支援事業（産地緊急支援対策）（第1回）」と封筒等の表に朱書きし、配達されたことが証明できる方法によるものとする。
- (4) 申請書類を電子メールによる提出を希望する場合は、別掲2の問合せ先に送付先アドレスを確認の上、件名を「令和6年能登半島地震及び大雨対応産地緊急支援事業（産地緊急支援対策）（第2回）の応募申請書類（応募団体名）」とし、本文に「担当者名」と「連絡先」を必ず記載するものとする。
ただし、添付するファイルは圧縮せず、1メール当たり7MB以下とする。
なお、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募団体名に続けて、その○（○は連番）とする。
- (5) 提出期限までに到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。
- (6) 申請書類の差し替えは、原則として認めない。
- (7) 書類に不備等がある場合は、審査対象としない。
- (8) 提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査及び事業実施計画の承認以外には無断で使用しない。
- (9) 審査に当たり、農林水産省から応募団体に申請内容の確認を行う場合がある。

第4 事業実施主体の選定

1 応募申請書類の審査

地方農政局等は、応募者から提出された応募申請書類について、事業実施計画、申請経費及び事業実施主体の妥当性等を審査し、審査結果を農産局長に報告するものとする。

2 補助金交付候補者の通知等

農産局長は、審査結果に基づき補助金交付候補者を決定し、その旨を地方農政局長等に通知するとともに、地方農政局長等は応募申請者に対して通知するものとする。

第5 事業実施主体に係る責務等

事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならない。

1 事業の推進

事業実施主体は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）及び持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知）のほか、令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業実施要領（令和6年3月28日付け5農産第4955号農林水産省農産局長通知）及び令和6年能登半島地震及び大雨対応産地緊急支援事業実施要領を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業実施状

況・評価の報告等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

2 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次に留意するものとする。

- (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が得られるよう経費の効率的な使用に努めること。

3 取得財産の管理

- (1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す必要があるときは、事前に地方農政局長等の承認を受けなければならない。

なお、地方農政局長等が承認した当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

令和6年能登半島地震及び大雨対応産地緊急支援事業実施要領

第1 趣旨

令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨の影響により、各地域で作物、農地、農業用ハウス、集出荷施設等に甚大な被害が生じており、農業経営及び農作物の出荷に大きな影響を及ぼしている。

このため、被災した産地の継続・再生を図るための支援を、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知。以下「実施要領」という。）第1のただし書に基づく緊急対策として実施する。

第2 事業内容

事業の内容、事業実施主体の取組に対する補助の対象となる経費等は、本要領本体に定めるもののほか、別記のとおりとする。

第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和6年能登半島地震による被害を受けた事業実施主体又は受益農家が行う取組については令和6年1月1日から令和7年3月31日まで、令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨による被害を受けた事業実施主体又は受益農家が行う取組については、令和6年9月20日から令和7年3月31日までとする。

第4 支援対象

事業実施主体又は受益農家が、令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域において令和6年9月20日からの大雨による被害を受けたことを証明できる場合に行う、自らの経営のための取組に限るものとする。

第5 留意事項

1 農業共済・収入保険等の積極的活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業の受益農家に対して、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済、収入保険等への加入を促すものとする。

2 周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、適正な事業推進が図られるよう、地方公共団体は事業実施主体を適正に指導するとともに、事業実施主体は、作物残さを処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

附 則

この通知は、令和6年12月17日から施行し、令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨の被害を受けた事業実施主体又は受益農家が発災以降に行う取組について適用する。

第1 事業の内容等

1 事業内容

令和6年能登半島地震及び大雨対応産地緊急支援事業のうち産地緊急支援対策（以下「本事業」という。）で支援する取組は、令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨により甚大な被害を受けた地域において、営農再開又は集出荷施設等（集出荷貯蔵施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、育苗施設、産地管理施設、生産技術高度化施設及び種子種苗生産関連施設をいう。以下同じ。）における農作物の出荷の円滑化等を図るために共同で行う以下の取組とする。

ただし、（1）、（3）及び（4）については、同一ほ場において、重複した事業内容に取り組むことはできないものとする。

(1) 営農再開支援

ア 資材の調達等支援

(ア) 早期営農再開

令和5年度及び令和6年度における早期営農再開に必要となる生産資材（種子・種苗等の消費材に限る。）の調達、役務等を確保する取組

(イ) 作物転換・規模拡大

被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要となる生産資材等（パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材を除く。）を調達する取組

イ 栽培環境整備

被災に伴い新たに必要となる作物残さや飛散したガラス等の撤去、追加的な施肥・防除等の栽培環境整備のための取組

ウ 土づくり

災害復旧事業により客土を行い復旧した農地の生産力回復を図るために必要な追加的な堆肥の投入等の土づくりの取組

エ リース方式による農業機械等の導入

被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要となる農業機械、施設園芸用機器等（以下「農業機械等」という。）をリース方式により導入する取組

なお、リース方式による農業機械等の導入に関する基準等は別紙に定めるとおりとする。

オ 収穫・調製作業

被災により追加的に必要となった収穫・調製作業を行う取組

(2) 集出荷施設等における農作物の出荷円滑化等支援

ア 施設の仮復旧等

被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させる取組

イ 周辺集出荷施設等の活用

被災した集出荷施設等に集荷した農作物を周辺の集出荷施設等での選果・加工等のために輸送し、又は周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融通す

- るために輸送する取組
- ウ 集出荷機能等の強化
被災による集出荷機能等の低下を手選果等により補い、集出荷量等を回復させる取組
- (3) 浸水被害に対する水田農業継続特別支援
- ア 土壌診断
浸水被害を受けた水田の土壌環境の再生に向けて行う土壌診断の取組
- イ 土づくり
浸水被害を受けた水田における生産力の回復を図るために追加的に必要な堆肥・緑肥や土壌改良資材の投入等の土づくりの取組
- ウ 作業委託等
水田の均平化や畦畔の修繕等に必要な作業委託及び農業機械等のレンタルの取組
- エ 生産資材調達
令和6年度中の営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等の消費材に限る。）を調達する取組
- (4) 震災後の二重被災に対する残さ撤去等の営農環境再整備支援
事業実施主体が別紙2に基づき定める実施要領等により令和6年能登半島地震の被災地域であって令和6年9月20日からの大雨の被害を受けた地域において行う作物残さ撤去等の取組

2 事業実施主体

- (1) 1の(1)の取組の事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上であるものとする。
- ア 都道府県
- イ 市町村
- ウ 農業者の組織する団体（事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。以下同じ。）
- エ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）
- オ 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会、担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2の1に定める産地協議会をいう。以下同じ。）
- カ 地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体（以下「特認団体」という。）
- (2) 1の(2)の取組の事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上である集出荷施設等の所有者又は運営主体とする。
- ア 都道府県

- イ 市町村
- ウ 農業者の組織する団体
- エ 公社
- オ 特認団体

(3) 1の(3)の取組の事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上であるものとする。

- ア 都道府県
- イ 市町村
- ウ 農業者の組織する団体
- エ 公社
- オ 地域農業再生協議会
- カ 特認団体

(4) 1の(4)の取組の事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上であるものとする。

- ア 都道府県
- イ 都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定めるものをいう。）

3 採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を満たすこととする。

(1) 成果目標の基準

- ア 1の(1)のアの(ア)、オ及び(3)のエの事業被災した農地等における営農再開とする。
- イ 1の(1)のイ、(3)のア、ウ及び(4)の事業被災した農地等において令和5年度及び令和6年度における営農再開のために適切な環境が確保されることとする。
- ウ 1の(1)のウ及び(3)のイの事業事業実施ほ場における単位面積当たり収穫量が従前の水準とおおむね同等まで回復することとする。
- エ 1の(1)のアの(イ)及びエの事業受益農家が令和8年度までに作物転換・規模拡大等を行うこととする。
- オ 1の(2)の事業被災した集出荷施設等の出荷の回復等とする。

(2) 目標年度

- ア 1の(1)のアの(ア)、イ及びオ、(2)、(3)並びに(4)の事業については、令和6年度とする。
- イ 1の(1)のウの事業については、事業実施後3か年が経過した日が属する年度とする。
- ウ 1の(1)のアの(イ)及びエの事業については、令和8年度とする。

(3) 事業の対象となる地域等

- ア 1の(1)のアからウまで及びオの事業助成の対象となるほ場は、令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨の影響により、農作

物等に甚大な被害を受けた地域において、次の（ア）から（ウ）までに掲げる要件を満たすほ場とする。

（ア） 1の（1）のア及びオの事業

次のいずれかに該当するほ場とする。

① 市町村が被災により30%以上の収穫量の減少が見込まれると認められたほ場

② 市町村が被災により20%以上の収穫量の減少が見込まれると認められた農家の被災ほ場

（イ） 1の（1）のイの事業

市町村が都道府県に対し被災があった旨を報告したほ場とする。

ただし、実需者が収穫を行う予定であったほ場の作物残さの撤去の取組については、当該実需者が、当該ほ場において収穫を行う予定であったが収穫を行わなかった旨を証明できるものに限る。

（ウ） 1の（1）のウの事業

災害復旧事業（農地・農業用施設等）において、客土工法が用いられたほ場とする。

イ 1の（1）のエの事業

助成の対象となる地域は、令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨により、農作物又は農業機械等が甚大な被害を受けた地域とする。

ウ 1の（2）の事業

助成の対象となる地域は、令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨により、甚大な被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている集出荷施設等が存在する地域とする。

エ 1の（3）の事業

市町村が都道府県に対し、浸水に伴う土砂堆積や表土の流亡等により収穫が困難又は令和6年度に予定していた作付けが困難と認められる旨を報告した水田とする。

オ 1の（4）の事業

令和6年能登半島地震により被害を受けた農家であって、令和6年9月20日からの大雨により浸水被害を受けた農家とする。

（4） 上限事業費

1の（2）のアの事業に係る上限事業費は、1施設当たり原則1千万円とする。

4 補助率等

補助率等は別表のとおりとする。

5 留意事項

（1） パイプハウスの設置

生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置を行う場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済、損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

(2) 農業機械等のリース導入

ア 助成対象者は、助成の対象となる農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

イ 助成対象者が、国庫補助事業により農業機械等のリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(3) 農業共済、収入保険等の積極的活用

気象災害等による被災に備えて、助成対象者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済、収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。

なお、1の（3）及び（4）の取組の助成対象者は、該当被災ほ場における次期作及び被災倉庫等の建物に保管中の農作物を対象とする農業共済又は収入保険等に加入すること（発行している株式の総数の三分の一を超える株式を政府が保有することを法律で義務付けられている株式会社が、災害時のセーフティーネットを提供することを含めて、助成対象者と農作物の買入れに関する契約を締結する場合を含む。）とする。

第2 助成

1 補助対象経費

(1) 補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものとする。第1の1の（1）から（3）までの取組については証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

(2) 農業用ハウス等の園芸施設共済の加入対象施設について、生産資材の導入助成を受けて再設置を行う場合には、災害対策での助成は園芸施設共済の支払共済金が基本であることから、以下のア又はイの場合とウを比較し、低い額を国庫補助費の上限とする。

ア 被災を受けた農業ハウス等が園芸施設共済に加入している場合

補助対象経費に $1/2$ を乗じて得た額から支払共済金に $1/2$ を乗じて得た額を差し引いて得た額

イ 被災を受けた農業用ハウス等が園芸施設共済に加入していない場合

補助対象経費に $1/2$ を乗じて得た額から、補助対象経費に被災を受けた農業用ハウス等の経過年数及び施設の種類の種類に該当する時価現有率（園芸施設共済共済価額設定準則を定める件（平成30年3月28日農林水産省告示第655号）別表1の時価現有率をいう。）並びに $4/10$ （園芸施設共済の付保割合の最大値である 0.8 に $1/2$ を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額

ウ 補助対象経費から支払共済金及び地方の支援措置を控除して得た額

2 助成対象外の経費

次の経費は本事業の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成若しくは支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 農業以外に使用可能な汎用性の高い農業機械等のリース導入経費（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
- (3) 本体価格が50万円未満の農業機械等（アタッチメント含む。）のリース導入経費
- (4) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

第3 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、別記様式第1号に次の別添様式を添付した事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第7第3項に基づき、地方農政局長等は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提出を求めることができるものとする。

- ア 第1の1の(1)のアの事業
別添様式第1号
- イ 第1の1の(1)のイの事業
別添様式第2号
- ウ 第1の1の(1)のウの事業
別添様式第3号
- エ 第1の1の(1)のエの事業
別添様式第4号
- オ 第1の1の(1)のオの事業
別添様式第5号
- カ 第1の1の(2)のアの事業
別添様式第6号
- キ 第1の1の(2)のイの事業
別添様式第7号
- ク 第1の1の(2)のウの事業
別添様式第8号
- ケ 第1の1の(3)の事業
別添様式第9号
- コ 第1の1の(4)の事業

別添様式第10号

サ 第1の2の(1)のカ、(2)のオ又は(3)のカの特認団体として事業を実施予定の団体

別添様式第11号

(2) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができる。

ただし、事業実施計画の内容の変更が次のいずれかに該当する場合には、重要な変更として、地方農政局長等に事業実施計画の変更協議を行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費又は事業量の3割を超える変更

エ 国庫補助費の増又は3割を超える減

2 事業実施計画等の承認

地方農政局長等は交付等要綱第9第1項に基づく交付決定を行った場合、併せて、第3の1の(1)により提出された事業実施計画等を承認したものとする。

3 指導監督等

(1) 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、助成対象者に、

ア 農業機械等のリース契約書等関係書類の管理及びリース期間内の適正な利用

イ パイプハウス等の耐用年数期間内における適正な利用について指導するものとする。

(2) 助成金の返還等

ア 地方農政局長等は、事業実施主体に交付した助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

イ 事業実施主体は、助成対象者が本事業を活用して導入した農業機械等及びパイプハウス等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、助成対象者に対し既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

ウ 事業実施主体は、助成事業に関して、助成対象者から助成金の返還又は返納を受けた場合は、当該助成金の国庫補助相当額を国に返還しなければならない。

エ 地方農政局長等は、事業実施主体による(1)の指導監督が適正に実施されていないと判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、イ及びウの規定にかかわらず、事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第4 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第2号により、事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。
ただし、目標年度が令和5年度の取組については、別記様式第3号による事業評価報告書をもって代えることができる。
- 2 地方農政局長等は、1の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第5 事業の評価

- 1 事業の評価に当たって実施主体が行う成果目標の達成状況の自己評価は、原則として、別記様式第3号により作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた地方農政局長等は、遅滞なく、その内容について点検評価し、原則、その結果を踏まえた評価所見を別記様式第4号に記入するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により作成した評価所見等を農産局長に提出するものとする。
- 4 農産局長は、3により提出を受けた評価所見等を取りまとめ、評価結果・手法及びその他必要な事項等について意見を聴取するために評価検討委員会に諮るものとし、地方農政局長等は、評価検討委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
なお、評価検討委員会において意見聴取を行う場合には、地方農政局長等は、必要に応じて事業実施主体に提示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。
- 5 地方農政局長等は、4により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- 6 地方農政局長等は、2の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、別記様式第5号により速やかに改善計画を提出させるものとする。
ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。
なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。
ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 7 6の改善計画に基づく取組の再評価については、1及び2に準じて行うものとする。
なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度の7月末までに報告するものとする。
ただし、改善計画は2年以内の計画となるよう設計するものとする。
- 8 地方農政局長等は、6により指導を行った場合には、その内容を農産局長に報告するものとする。

第6 その他

1 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合については、交付決定前に着手することができる。この場合にあつては、支援内容及び助成対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

2 事業費の低減

農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積りを徴取すること等により、事業費の低減に努めることとする。

別紙 1

リース方式による農業機械等の導入に関する基準等

本事業の第1の1の(1)のエの事業については、以下によるものとする。

1 農業機械等の範囲

本事業の対象とする農業機械等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械等とする。
- (2) 助成対象となる農業機械等のリースについては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）にかかわらず、リース方式による導入ができるものとする。
ただし、本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械等は除く。

2 リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（農業機械等を導入して利用する者と農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結する農業機械等の賃貸借に関する契約であって、リース事業者が利用者に対して貸し付けるために取得した農業機械等を対象とするものをいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業実施計画に記載された農業機械等の利用者及び農業機械等に係るものであること。
- (2) リース事業者及びリース料が4の(3)により決定されたものであること。
- (3) リース期間が2年以上であり、かつ、法定耐用年数以内であること。

3 リース料助成金の額

リース料助成金の額は、次の算式①によるものとする。

ただし、当該農業機械等のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては算式③によるものとする。

なお、当該農業機械等のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝農業機械等の購入価格（税抜き）×1／2以内

算式②：助成金の額＝農業機械等の購入価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）×1／2以内

算式③：助成金の額＝（農業機械等の購入価格（税抜き）－残存価格（税抜き））×1／2以内

算式②を用いてリース料助成金を算出する場合において、リース期間は、農業機械等の利用者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

4 事業実施手続等

(1) リース事業計画の作成及び提出

ア 事業実施主体は、リース料助成金を受けようとする農業機械等の利用者に、リース方式による農業機械等の導入に係る事業の実施計画（以下「リース事業計画」という。）の作成に必要な情報及び関連書類を提出させるものとする。

イ 事業実施主体は、アにより入手した情報及び書類の内容を確認の上、上記3によりリース料助成額を計算し、別添様式第4号によりリース事業計画を作成し、別記様式第1号に添付して地方農政局長等に提出するものとする。

(2) リース事業計画等の承認

地方農政局長等は、1から3までに掲げる基準を全て満たしているか確認し、内容が適正である場合には、リース事業計画等の承認を行うものとする。

(3) リース事業者等の決定

事業実施主体は、リース事業者に農業機械等を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、農業機械等の利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は農業機械等の利用者と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(4) 助成金の支払

事業実施主体は、(3)の入札及びリース契約に基づき農業機械等が農業機械等利用者に導入され、当該農業機械等の利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及び農業機械等の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、3により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該農業機械等の利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該農業機械等の利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(5) 助成金の管理

事業実施主体は、農業機械等の利用者へリース料助成料を遅滞なく支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

別紙 2

震災後の二重被災に対する残さ撤去等の営農環境再整備支援における 事業実施主体が定める実施要領等の作成について

1 実施要領等の作成及び提出

- (1) 事業実施主体は、震災後の二重被災に対する残さ撤去等の営農環境再整備支援に関し、助成内容（対象とする取組、単価等）を定めた実施要領等を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 地方農政局長等は、実施要領等の承認に当たって必要があると判断した場合は、事業実施主体に対して関係する書類の提出を求めることができるものとする。

2 助成内容の設定

事業実施主体は、予算の範囲内で営農再開に向けた取組に対して助成内容を設定することとし、助成内容の設定に当たっては、以下の点に即したものとする。

- (1) 対象とする取組が成果目標の達成に結び付く取組であること。
- (2) 対象とする取組が農地や農機、農業用施設等、専ら農業に使用される土地、機械、施設に係るものとする。
- (3) 取組を伴わない補償や補填とならないこと。
- (4) 交付単価は社会通念上、適正なものとする。
- (5) 申請額が予算額を上回った際の調整方法を明記すること。

3 実施要領等の承認

地方農政局長等は、1により提出のあった実施要領等について、以下の内容を基準として審査を行い、適切と認められる場合は、これを承認し、事業実施主体に通知するとともにその結果について農産局長に報告するものとする。

- (1) 支援が成果目標の達成に結び付くものであること。
- (2) 支援単価が過大となっていないこと。

4 実施要領等の変更

事業実施主体は、実施要領等を変更しようとするときは、1から3までの手続に準じて行うものとする。